

再開 13:26

委員会を再開いたします。

次に、「議案第115号 財産の取得（工業団地造成用地敷）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 産学振興課長

議案書の27ページをお願いいたします。本議案につきましては目尾工業団地の用地敷として土地を取得するものでございます。取得する土地につきましては柳橋字中尾871番24、面積が12,958.34㎡、取得価格につきましては飯塚市土地開発公社が買収に要した55,569,897円に資金経費及び事務費を加えた額、契約の相手方は飯塚市土地開発公社理事長でございます。なお、この取得価格に含まれます資金経費と申しますのは、土地開発公社がこの土地を取得する際に借入れを行っておりまして、その借入れ利子でございます。また事務費につきましてはこの維持管理に要した経費相当額ということになっております。取得価格を試算いたしますと約6520万円程度になるものと思っております。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 森山委員

この問題も大変厳しい中で10月くらい、本当は9月くらいに上げていただいて12月くらいという、これも本当は前もって上げていただいて審議したかったんですけど、急遽こういう形で企業は来るということでございました。しかし11月以降にこういう社会情勢の経済が非常に厳しい状況の中で、これを今からこういう形でされるわけですが、今日はたまたま名古屋の所長さんもお見えになってありますので、ちょっと今のこの来れる予定の企業がどういう状況なのか、またそれに対して今後間違いなくこの飯塚の地にお見えになるのかならないかの現状をお聞きしたいと思っております。

○ 企業誘致推進室主幹

この用地でございますが、名古屋事務所での東海地区における企業誘致活動の中で、自動車関連企業から進出に前向きの動きがございました。その後調整を続けていたわけですが、ただご指摘のとおり、ここ2ヶ月ほどの経済情勢からここに至りまして、新たな投資に対して若干躊躇されているところも確かにございます。しかし私どもといたしましては、その企業からいつGOサインが出てもいいようにこの段階で用地の確保を行いたいというふうに考えているところでございます。

○ 森山委員

大変苦しい答弁だろうと思いますけど、どうなのでしょう。いろいろとこの前もちょうど市長が鯉田の問題いろいろ出したとたんに1ヶ月後にこういう社会情勢になって、我々もここまでの落ち込みはないかなというふうに思っておりましたけれども、今回はどうしても目に見えてですね、日本だけでなく飯塚だけでなく世界的にこういう形ということでございますけれども。ちょうど副市長が目の前にいらっしゃいますけれども、将来的にすぐ出来るような形で整備をしたいということでございましょうし、私も地元議員といたしまして今日尾開発に32億という形で残る中で、この土地整備というものを1つ1つやっていただきたい気持ちは山ほどあります。しかし財政的に今これをやるべきなのかどうなのかということは私自身も大変迷っているところでございますので、今名古屋の所長さんにお聞きしたわけですが、大変厳しい状況だと思いますけど、しかし今の答弁から行きますと多分7割方だめかなというふうに感じます。あなたの気性からいったら感じます。だからやっぱりこの問題について執行部として部長いろいろな考えがあると思いますけれど、ちょっとそのへんの考え方をお聞きしたいと思っております。

○ 経済部長

先ほど主幹が答弁いたしましたように、確かに経済情勢はここ1、2ヶ月悪くなっております。折衝しております企業につきましても少し躊躇されているという情報も伺っております。ただ、今工業団地がございませんで、できるだけ早く出てきていただくようにですね、名古屋事務所を通じて交渉も行わせていただいておりますので、この土地を取得して造成して、出来るだけ早い時期に出てきていただくように企業誘致に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 森山委員

あのね、そういう前向きに考えてあるんだったらね、こんな中途半端な土地じゃなくして、どうせ使うんだたらもう少し大きく整備すればいいじゃない。言われてコソコソこのぐらいの形でというんじゃなくして、それは分かりますよ財政的に厳しいから。しかし元々この目尾地域については去年から縄田企画調整部長、またここに言ってる。もう幸袋地区の町内会長さんたちは野球場も要らないし、早く企業誘致して住む人を増やして、税金もと、経済的なものも考えております。今まで清掃工場の跡地なんかなかなか住宅なんか建たないだろうというのがあったけど、今は全然違う。向こうのほうはどんどん目尾地区建ってますよね。だからはっきり言って住宅用地に近いわけですよ。それだけすばらしい清掃工場の管理運営もすばらしいし、そういう形だから新しい家がどんどん、土地もちょっと安いんですけど建ててあるんだろうと思います。そういう中であるんならばね、あそこも非常にアクセス道路も出来上がっております。それから千石さっきの宮田がいかに早くあの道を開発するかしないかの問題で、非常に厳しいところがあると思いますけどね。どうせするんだったらね、この土地一気にもう少し広くやられたらどうかなと思うんですけど、その点どうなのでしょう。

○ 経済部長

確かに広い工業団地もございませんで。ただ、今目尾振興計画の中で工業団地として使っているという土地がもう1ヶ所ございます。ただその造成工事をするのですね、やはり1年半以上の期間がかかります。現在折衝させていただいております企業につきましては、大体千坪強の土地を希望されておるところと交渉させていただいておりますので、現在取得しようとしております8,700㎡あたりで現時点では十分かなということでですね、さしあたって粗造成がしてありますので、そこでしたら造成が早く進みますので、そういう土地を先に造成しながら企業誘致に取り組んでまいりたいということでやっております。

○ 森山委員

副市長にちょっとお願いしたいんですけども、私は私なりに地元のほうのこの清掃工場が出来る時点に、私もはっきり市議会議員に通るか通らんぐらいの審判受けて今日まで生き延びています。しかしこの問題について、やはり目尾地区の開発ということについて、先ほどのごみ袋の問題についてもそうでしょうけども、やはり地元といたしましてはああいう迷惑施設、今はもう迷惑施設とか僕は申しません、あれだけすばらしいもの出来てまた住宅も出来上がった時点ですから。しかし約束事は約束事で、共産党さんのほうからはいつも何で目尾地区にあれだけの予算を立ててやるのか、これはもうその当時からの五十何億の形で残ったけど、いつのまにか32億に減らされてね、じゃあ地元はどうなのかということでございますんで、地元のほうの形の目尾開発、活性化とかいうのを委員会もですね、ひとつ大きくオープンにして、今伊藤伝右衛門邸の問題、いろんな問題があるんで、総合的な幸袋地区開発委員会とか活性化委員会というものを立ち上げていただきたいと思うし、私自身も地元といたしましては各町内会長さんにはそのように申し上げておりますので、ひとつぜひですね、迅速な形でこの問題に取りかかっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○ 経済部長

委員ご指摘のとおり、目尾地区の振興計画につきましては年次計画等で造成していくようにしておりますけど、企画調整部長とも相談しながら今の振興計画を見直して、有効活用が出来るような形で地元をお願いに行くような形をしております。幸袋地区全体を含めましてそういう検討委員会等も立ち上げるような相談も企画調整部と行っておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

○ 森山委員

毎回そういうお話を聞かせていただくんですけどね、課が違うとなかなか横の連絡がうまくいってないように感じます。私は私、こっちはこっちという形、もうそういうこと取り外してひとつ僕もあなたの所に行くし、企画調整部長の所に行きましたし、それぞれ回ってお願いしております。だからそのところを今後とも、全体的にもそうですけども、そういう形の横の連絡を密にしてですね、ひとつ取りかかっていたくことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第115号 財産の取得（工業団地造成用地敷）」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第116号 指定管理者の指定（内野宿長崎屋及び内野宿展示館）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 商工観光課長

議案書の29ページをお願いいたします。議案第116号 指定管理者の指定（内野宿長崎屋及び内野宿展示館）について補足説明をさせていただきます。

内野宿長崎屋につきまして、内野地域を訪れる観光客の休憩施設として利用するとともに、都市を含めた他市町村との交流促進及び内野地域の活性化を図るため、平成16年3月25日に開設したもので、平成17年4月1日から通算で4年間、地域住民で組織されております「内野ふるさと創生会」を指定管理者として運営を委任していたものであります。また、内野宿展示館につきましては、内野宿ふれあい館として高度情報化社会に対応するための人材の育成、視聴覚教育の推進及び情報の提供を図る目的で、平成10年4月1日に開設したものであります。平成19年度末に内野宿ふれあい館条例を廃止していたものであります。今回、両施設につきまして、本市の観光施設として、長崎屋は引き続き観光客の休憩所、展示館につきましては宿場町であった内野宿等の紹介ができる展示館として、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間、指定管理者となる団体として「内野地区活性化推進会議」を指定するものであります。

指定管理者の候補の選定につきましては、指定管理者選定委員会において、提出書類及び面接に基づき審査、評価を行っております。また、両施設は先ほど述べましたように飯塚市の観光施設として、地域住民団体が管理運営を行うことにより、内野地域の活性化を始め市の観光の促進やまちづくりの推進及び地域の人材活用、団体育成につながることから、公募を行わず「内野地区活性化推進会議」を、指定管理者の候補となる団体としております。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第116号 指定管理者の指定（内野宿長崎屋及び内野宿展示館）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

道祖委員から「自治会加入の案内について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。

道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

○ 道祖委員

自治会の加入状況について確認したいので、委員会で調査させてください。

○ 委員長

おはかりいたします。

本委員会として、「自治会加入の案内について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、「自治会加入の案内について」所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「自治会加入の案内について」を議題といたします。

道祖委員に質疑を許します。

○ 道祖委員

率直に申し上げます。11月7日西日本新聞のゆずごしょう、「努力不足とは言い過ぎだろうか。自治会加入者の減少に対する飯塚市の対応についてだ。」という記事が出ておりましたが、これについてご承知かと思えます。このように新聞報道されていることについて私は残念でありません。なぜこういう新聞記事が出てくるのか。ここに書いてあるのは、1年半前住民票を移すために市役所に赴いたが、子どもが生まれいくつかの窓口を訪ねたが、その際誰1人として自治会の加入を勧めてくれなかった、知らなかったと。そして11月6日に入りましたということを書かれておるんです。これが事実なのかどうか、そしてまたこのような新聞報道の後どのような努力をされておるのか。

○ 市民活動推進課長

西日本新聞で報道がなされたことについて承知をいたしております。またこの書かれた記者が私どもの課にお見えになって、その説明を聞いたかという記憶はございません。それと今現在やっております自治会の加入の案内といいますのは具体的には3つございまして、1つは市外からの転入時または市内で住所を変われたかたに自治会加入のすすめをお配りして、その窓口で説明をしております。私ども市民活動推進課に来られてもその説明はしております。それともう1点、自治会はご存知のように任意団体でございますので、自治会の自由な積極的な活動が十分に行われるような形でお勧めをするということしております。もう1点は不動産

業者のかたに特にアパートに入っているかたが自治会の加入が比較的少ないということもございまして、アパートを管理している不動産業者のかたに自治会の加入のご案内のチラシをお持ちして、ご協力をお願いしております。それと最後は、自治会長から直接のご相談があった時に現地に出かけていきまして、そして隣組の境界とか自治会の境界とか、または家主さんとのお話しとかいうところにかかっているような状況でございます。

新聞で書かれておりますことについては十分に認識しております、今後とも積極的にやっていかなければいけないというふうに考えております。

○ 道祖委員

今いろいろとちゃんとやってますよということですけどね、やってるはずなのに漏れてるから新聞の記事に書かれてるのよ。やってないから書かれてるのよ。初めから議員にその説明は今同じことを従来からやってきてるはずなのよ。だから理解できないから質問してるの。窓口に来た時に勧めてますという説明だったの、今まで。自治会に対しても転入者がいたらそれは自治会のほうからお願いして入るように勧めてくださいよということもやってます。そういうことをやってるはずなのに何で漏れたのかということなんですよ。やってないから漏れたんじゃないのと言ってるの、窓口で。

○ 市民環境部長

回答になるかどうか分かりませんが、書かれました記者さんについては私の考えでは多分昨年の4月ごろかと思います。それでうちのほうが市民活動推進課を設けまして、積極的に加入チラシ等を配布いたしましたのが確か7月かそれぐらいのころから積極的に関わった経緯がございます。確かに従来からやってきたんじゃないかという一応のチラシは差し上げておりましたが、積極的な啓発チラシというのは、申し訳ございませんけれども、昨年の年度中途からやった経緯がございますので、そういうところでいくらか漏れたんではなかろうかと感じております。

○ 道祖委員

自治会加入は任意団体だから自由なんですよ。それは承知してます。戦後のGHQの関係でそれは承知しております。だけど現実的にやはり行政が自治会に一部の行政の機能をお願いしている部分もあるし、今後の市長が言ってる合併後の協働の社会をつくるならば、やはりプラットホームは自治会じゃないかというふうに言われておるわけですから、それはこういう記事が出たら今までと違って何らかのアクションは起こすべきだと思いますけども、そのアクションは具体的に何を起こしたのかと聞いてるんですよ。例えば窓口に入居した住所を転入で持ってきます。窓口にどこか貼り紙でこういうことでやってますのでお願いしますというようなね、内容のものが表示されてるのかどうか。これを受けて自治会のほうにこういうことがありましたと、周知徹底をもう一度お願いしますとかね、そういう動きをしたのかどうか。した後、アクションを起こしたらそれをチェックしたのかどうか、そういうことをお尋ねしてるんですよ。どうですか。

○ 市民活動推進課長

この新聞が出ました後、支所の課長等の打ち合わせ等を行っております。それと自治会長さんの会議にも出させていただいて、もう一度私どももがんばらなければいけないという話はさせていただいております。ただ委員がご指摘のように窓口に貼るというようなことはやっておりません。いろいろ考えてやらなければならないことの1つだと認識しております。

○ 道祖委員

私も地元鯉田地区の自治会長会にできるだけ出席させていただいておりますが、そういう話題は出たことがない。ただ行政から市報やら配ってくださいと言われてたら、自治会に入っていないから配るのはいかながなものか、そういうふうに聞くわけですよ。それじゃいけないという

ことで推進課やらつくってるんでしょから、地区公民館に対してなりね、あらためて自治会長会にお願いしたと言いますけど、こまめに全体の自治会長会じゃなくてやっぱり地区ごとの自治会長なりにこまめにお願いするなりやっていかないと、飯塚市が目指そうという協働の社会なんていうのはできっこないんじゃないかと思います。以上意見を言わせていただきまして終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 藤浦委員

全く道祖委員のご指摘そのとおりでと思います。先ほどのごみの問題も一緒なんですよね。やっぱり啓発活動をいかにやっていくかということがすごく大事な部分ではないかなと、共通の問題点がここに絶対にあるというふうに思うんですよね。ところが自治会長さんも努力をされてますよ。それとよく聞くのはやっぱり組長さんですね、組長さんからそういう文句が出るんです自治会長なんかに対して。入っておられないのに市報なんか持っていくと。入っていないかたも地域のいろんな利益というのをやっぱり享受してるわけですよ、様々ないろんな問題で。子ども会の問題にしても然り。だから本当は本来はその人の入っていないかたの気持ちと言いますか資質、個人の問題に寄与するところはあるとは思いますが、ただおざなりでそういうことをやってますじゃなくて、やはり何か気持ちを持ってですね、きちんと伝えられる、伝えていただく、ごみ処理のもんだいにしてもそう、やっぱり自治会に入っていていただくということも、やっぱり気持ちを持ってご相談をするというようなことをですね、一步先に進んだ、気持ちを出したお願いの仕方というようなものがあるかと思いますので、ぜひそれは私としても要望したい、希望したいというふうに思います。ひとつよろしくお願いします。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 永末委員

私の所は比較的どんどん新しい家が建ちよるわけです。そうした中で自治会に入ってくださいという相談をしたというわけですね、自治会長は。そしたら、飯塚市に行ったら入らないなら入らないでいいというようなことを言われましたということで断られたと。それにつれて今まで入っていたかたまで出て行くんだと。要するに負担の問題がありますよね。それから清掃問題にしても出て行かないといけない。自治会に入ればある程度制約を受けてきますよね。そういうことがわずらわしいということです。私は外灯にしても然りですよ、自治会で払いなさいというような。それには自治会のお金を全部月々きった中から払うわけですよ。そういうかたは全く払わんづくにその恩恵は受けているというような隔差が出ているということで、中でワイワイありよるわけですよ。そうしたものを今後はやっぱりおたがいさまであるということの中から、強制はできんけども入ってもらう方向に話をして、入るとこういういいこともあるんですよということをどんどんやってもらいたいと思います。そうでないと自治会というものが崩壊していくんじゃないだろうかという危機感を覚えます。九野坂君も同じ所にいるから分かってあると思います。そういうものがどんどん増えていつているから、こんなことをしたら飯塚市は本当に、今24%くらい入っていないかたがいますよね、これどんどん増えますよこんなことをしたら。いろんなことを言っても従わない人がいっぱい出てきます。先のごみ袋じゃないけど、ごみにしてもどんどん知らん顔して散らかすと、そういうのがいっぱい出てきますよね。そういうところでもですね考えたところで皆さんで自治会にはとにかく入ってもらいたいということの啓発をどんどんやってもらいたいと思います。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 吉田委員

先ほど藤浦委員の質問と同じなんですけど、先に私が言っておりましたごみ袋の問題によく似てるんですね。これはよっぽど啓発してもらわないと、うちの隣組でもですね28件くらいあったのがここ2年くらいでもう20件になったんですよ。ちょっとお尋ねしますが、自治会に入っていようが入っていないが、市報は全世帯に配れというような意見が出ていたじゃないですか。そして検討してその方向におそらく進まれるんじゃないかなと思うものだから、もし自治会に入っていようといまいと全部配るようになったらまたよりいっそう、ごみの焼却炉の問題みたいに値上げしたら自宅で焼く人が増えてくるんじゃないかなろうかという問題と一緒に、市報を入っていないところも配るようになったら、自治会脱会者がまた増えてくるんじゃないだろうかと懸念を持ってるんです。そしてまたこういう不景気でしょ。ここ2年間で28件が仲良くやっていたのがもう20件になってしまったんですよ。だから同じような感じなんですよね、この問題は。市報は自治会に入っていないかと今後配っていくような方向で検討しているんですか、ちょっとお答えください。

○ 市民活動推進課長

ちょっとお話しの仕方が難しいですが、市報の配布については情報推進課が全面的な責任を持っております。それとその形に従いまして総務課が文書の配布の中で一定のルールで流しております。私ども市民活動推進課としましてはそのルールの中で自治会という大切なコミュニティ活動につきましても、今言われましたように大事なプラットフォームと言いますか基盤になっておりますので、その自治会の加入を上げることと、市報の配布率を上げることを一緒に考えております。前回も他の委員会でもそのように答えさせていただいております。それと自治公民館まで市報を総務課のルートで届きますので、私ども考えておりますのは、地域の方たちがみんなで助け合っておたがいに市報を配っていただくということで考えております。

○ 吉田委員

どちらかと言えば、配布していくような方向付けなんですか。

○ 市民活動推進課長

市報は皆さんご存知のとおり、市民全てのかたにお配りするのが原則でございます。そしてそのことについては自治会長会で毎年ことあるごとにお問い合わせをしております。

○ 吉田委員

間違っていたら申し訳ないですまないのかどうか分からないけど言わせていただきます。そうになったら私は自治体脱会者は絶対増えてくると思います。全くの私見でございますが言っておきたいと思えます。それをものすごく懸念しております。将来になったら絶対増えてくると思います。いま世の風潮として権利を主張するかたはものすごく多いんですよ。人間としてこれは権利じゃないかと。だから自治会に入る入らないは道祖委員も言っておりましたように全く任意でございますので、法的には何の問題もない。だから強制するほうが怒られるほうなんですよ。しかし権利権利ばかり言ってね、もう少し人道的なことを考えてほしいなと私は思うんですよ。先ほど立たないで意見として言わないで言っておりましたけど、市役所の職員さんの中で自治会に入っていないかたというのは調査されたことがありますか。こういうことも本当に一所懸命に考えてあったら、市役所の職員が今20名ほど自治会に入っていないということは早く分かっていないといけないんですよ。あくまでも任意だからこれをどうのこうの言ってるんじゃないんです。執行部のこういうことを推進するほうが、職員が自治体に入っていないというのは、私はいかがなものかという感覚が人の何倍も強いものですから。この実態はあるんですかないんですか。市役所の職員が自治体に入っていないのはだいたいいるんですかね。分かったらご答弁をお願いします。

○ 市民活動推進課長

誰が入っていないということはつかんでおりませんが、職員アンケートを以前取りました時には、私ちょっと記憶しておりませんが、ある一定の入っていない率があるということでございます。

○ 吉田委員

そういうことも把握しないで弱腰で、この問題はちょっとやりとりできませんよ。市役所の職員にも相当数おりますもんね、とかいうような、もしいるならそういう答弁にならないといけないんですよ。考えられませんですね。全ての問題に対してこういうことなんですよ。こちらとおたく達の答弁が、何と言うか力が入っていないというか、どうしても時が過ぎていけばいいというような。先みたいに市の運営もそうですよ。収入と支出とをきちんと考えてやってもらわないとそういう赤字ばかりになるのと一緒に。こういうことも市の職員がこんなにたくさんいて自治会加入者がずいぶんいるとかいうことはちゃんと調べておかないといけないことですよ。それうんぬんの対策はできてませんでしたというのならいいんですよ。おるかおらんかもおそらくおるでしょうねのような答弁じゃないですか、はっきり言ったら。すべてがこんなことだからおかしいと私は憤っているんですよ。

町内会で放送しますよね。ここで言ってもしょうがないことだろうけど、村内に放送がバーっと聞こえるんですよ。新興住宅地には放送が全然ないんですよ。これはおたく達にいつてもしょうがない、自治会に言いましょう。

職員のかたがどれだけいるのかどうのこうのとやかましく言ってましたけど、私ははっきり知ってます。臨時職員さんのところが自治体に入ってませんでした。それだけ申し伝えて終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

次に、道祖委員から「自治会における防災行政無線の利活用について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。

道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

道祖委員に発言を許します。

○ 道祖委員

一般質問で防災無線が町内放送と併用できるということでありましたので、そのように併用できるか審議させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 委員長

おはかりいたします。

本委員会として、「自治会における防災行政無線の利活用について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、「自治会における防災行政無線の利活用について」所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「自治会における防災行政無線の利活用について」を議題といたします。

道祖委員に質疑を許します。

○ 道祖委員

防災無線については所管が違うということでありまして、一般質問等でお聞きしますと、デジタル方式で垂直で250m、水平で450m届くということでありました。市民の皆様には全体には防災無線を併用すれば、町内放送は自治会放送は、今吉田委員がちらっと言われておりましたが、聞こえないということはないだろうと思います。ちょっと余談かも知れませんが、デジタル防災無線ですけど、これは周波数の問題もあると思うんですけど、大雨とかそういう時だって電波障害は起きませんよね。ですよね。その点だけを確認をさせていただいて、併用ということであっておりますけど、どのような形で併用できるのか。今設置しようとしている防災無線を使うとしたらどういう形で使えるのか。

○ 市民活動推進課長

先ほどお答えが積極的じゃないということで、誠意がないということでありましたので失礼いたしました。誠意を持って回答したいと思います。

総務課が防災行政無線を担当しておりまして、市民活動推進課としましては、自治会所有の有線放送で現在町内の放送をコミュニティの放送と、防災とか、この前ガソリンの灯油との混合の話とか、そういう危機管理的なものも町内放送にお願いしている関係がございまして、非常に重要だと思っております。今回私どもが説明を受けております段階のもので、まだ自治会さんにはお話が行っておりませんから決定的なお話にはならないんですが、今あるものと別に新たに柱を立ててそして放送がつくというふうにかがっております。また併用という言葉で私どもが今解釈しておりますのは、新しい防災行政無線の新しい施設の中に自治会の独自の、例えば自治会での常会の情報とか、または自治会での福祉関係の情報とか、そういう情報を混ぜて放送が可能であるというふうな意味でうかがっております。

○ 道祖委員

副市長、今の防災無線を私が聞いている限りでは各自治会でですね、優先で使っておりますけど、施設が古くなって、この防災無線が入ることに期待しておるわけです。なぜならば併用されるということで、そして場所的にいい所に付いてですね、町内にまんべんなく聞こえると、先ほど言いましたように、スピーカーの位置とか向きとかによって聞こえるというように聞いておるんです。だから皆さん期待しておるんですよ。だからこれが付くのをお待ちになってる自治会は多数ある。承知してますか。もう時間がないから言いますが、多数あるんです。例えばある議員さんの所もあるらしいです。私のほうもあります。そこで何で細かいこと聞いているかと言ったら、防災無線の柱を立てて、柱に受話器がありますと、そしてそこで町内放送をするならしてくださいと、できますよと、あとは録音でも放送できますと、キー局に言ってね。だけど、自治会の放送というのは緊急、それとともに誰でもが町内の活動が自治会長だけでやるわけじゃないんです。各諸団体がいろいろと廃品回収なり、いろいろな自治会活動で責任持って放送する部分があるんですね。僕が聞いている限りでは、柱があってボックスがあって鍵があって、そこを開けてせないけんということ。それはキーワードがあってやらなくちゃいけないというような話です。だからあなたがたが考えている、私達が期待しているほど、防災無線の自治会放送に対しての次元性がですね、せっかくだいいものを付けるのに使い勝手が悪いような施設になるということが懸念されるわけです。だから具体的な内容を知っているのかというのが質問なんですよ。だからあなたがたが市民活動推進課ならばそういう要望があるんだからちゃんと自治会の要望を聞いて、担当のところね、こういう要望を入れてくれということをするべきじゃないかなと。先ほどから言いますように、期待もあるし、コミュニティをつくる、協働の社会をつくる、そういう時に、利便性のあるやつを設置すべきですよ。なぜかと言ったら、ポールが立って受話器があって、そこには屋根が何もないんですよ。今の自治会放送

なんていうのは宅内に設備があって放送してるわけですよ。具体的に高齢者の自治会長が雨の中を傘さしてしますか、雪の中しますかという話なんですよ。だからあなたがた現実を知って、やはりせっかくするならば、そこまでできないか、補助金つけてでもやるとかね、やはり調整をやってるなら少し前向きな調整をやったらどうですか。どうでしょう。

○ 副市長

私のほうから答えさせていただきます。私も細かいところは実のところ知りませんが、今質問委員さんが言われるように、外に出て鍵を開けてそこから拡声器を使って町内放送をするというようなことは1回も聞いたことがありません。自治会との併用ができるといいますのは、既存の施設、それを使って町内だけの放送をすることもできますし、自治会長さんあるいはその他の役員さんの私的な電話を登録してもらえれば、自宅からもマイク放送ができますよという、この2つの方法がありますということです。今の町内会にある拡声器の方法よりかはずっと利便性は高まりますというふうに聞いております。

○ 道祖委員

ということは、私が言ったことが事実じゃないということになるわけですね。ポールがあって受話器があって屋外で、ということをお前は言ってるわけですが、いま副市長は内容は詳しく知らないが、担当課長も知らないが、そういうことではないということらしいですけど、私がなぜここでこう言ってるかというと、鯉田自治会で防災無線についての説明が職員からあったんです。そこでそういう形の説明があったんです。だから鯉田の自治会の皆さんはそれじゃあ使い勝手が悪いから、屋内から放送ができるように、今ある設備と似たような形でやってくれないかと。要は宅内に受話器を引っ張りこめばいいわけですよ。それは工夫の余地がある。それで持って帰って相談しますと担当職員が言って帰りました。だけど縦割りの社会だから行政は、そののところがきちんと把握しておかないと、今言っている内容は私が嘘を言っているのか、あなたがたが内容を把握してないのかははっきりしてですね持って来てくださいよ。私が嘘をついていると言うんだったら、勘違いしていると言うんだったら、私はこの質問を取り下げますよ。私が悪うございましたとお謝りしますよ。しかしちゃんと調べてみてください。説明を受けた以上私が知っている限りでは使い勝手が悪うございますよと。調べてですね善処を、私が正しいのかあなた方が正しいのか、ちょっと取り組んでください。よろしくお願いします。

○ 副市長

決して質問議員さんが嘘言いとくかという認識ではございません。私はそういうことは聞いたことがないもので、そののところは調べまして報告させていただきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。

執行部から案件に記載の5件について、報告したい旨の申し出があっておりますが、報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、報告を受けることに決定いたしました。

「インフォメーションe-zukaCITY2008の開催について」の報告を求めます。

○ 企業誘致推進室主幹

インフォメーションe-zukaCITY2008の開催についてご報告申し上げます。

去る11月13日、企業誘致の推進を図るため愛知県名古屋市で誘致セミナー「インフォメーションe-zukaCITY2008」を開催いたしました。セミナーには自動車関連企業を中心に約50社65名の参加があり、トヨタ自動車九州株式会社「雨澤特別顧問」の講演をはじめ、齊藤市長、企業誘致アドバイザーがプレゼンテーションを行い、本市の交通アクセスの良さや理工学系人材の豊富さなど本市の強みをPRいたしました。

また、情報交換会では、地元特産品で飯塚の豊かな食材をアピールし、和やかな雰囲気の中、セミナーを終えることができました。

併せまして名古屋事務所での状況を若干ご報告申し上げます。

本年4月14日に名古屋事務所を開設以来、愛知県、岐阜県、三重県を中心に誘致活動を行ってまいりました。自動車業界全般といたしましては確かに大変厳しい状況ではございますが、おおかたの見方といたしましては、トヨタは必ずや近い将来回復してくるであろうと。それまでの辛抱だろうという声が少なからず感じられているところでございます。

今後とも引き続き東海地区での誘致活動を積極的に進めてまいりたいと考えております。

ちなみにこれまでの訪問企業数はのべ58社でございまして、団体等がのべ22箇所。また事務所のご来訪されましたのは企業、団体合わせまして45を数えております。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「産炭地域活性化基金助成金について」の報告を求めます。

○ 産学振興課長

産炭地域活性化基金助成金を充当いたします平成20年度助成事業といたしまして、鯉田工業団地開発事業の採択が決定されております。助成予定額は3億円でございます。現時点での鯉田工業団地造成の計画事業費につきましては、起債の償還利子を除きますと約19億6千万円でございます。単純に試算すれば分譲価格1㎡あたり約1万1千円から1万2千円となりますが、この助成金3億円を活用すれば1㎡あたり約1,725円の減額となります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「飯塚市内商工会合併契約締結について」の報告を求めます。

○ 商工観光課長

飯塚市1市4町の合併に伴う旧4町の商工会の合併について、12月4日(木)穂波町商工会館において、飯塚市長、福岡県飯塚商工事務局長、福岡県商工会連合会専務理事の立会のもと、飯塚市内4商工会による飯塚市内商工会合併契約締結式が執り行われました。この商工会合併につきましては、行政合併後3年以内の合併を目指して取り組まれていたもので、本年6

月に合併協議会が発足し、9月に基本協定を締結し、今回合併契約が締結され平成21年4月1日に合併することとなりました。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「田川地区清掃施設組合 田川市川崎町清掃センターからの「可燃ごみ」の緊急受入について」の報告を求めます。

○ 環境施設課長

田川地区清掃施設組合の田川市川崎町清掃センターにおきまして、排ガス対策で設置されているバグフィルターのろ布が破損していることが判明いたしております。破損が判明したバグフィルターのろ布につきましては交換されたものの、2炉とも操業停止されたことに伴い、同じ田川郡内下田川、田川東部の両清掃工場にそれぞれ処理依頼をされています。両施設とも処理能力が50トンに満たない規模であることから、搬入量も少量であるため、11月29日田川地区清掃施設組合 組合長の伊藤田川市長から、緊急一時的な措置として、飯塚市クリーンセンターでの可燃ごみの処理について要請がっております。今回緊急受入につきましては、クリーンセンターへの搬入量は3トンパッカー車3台、2トンパッカー車3台の各3往復、1日約48トン、週4日で月800トンの、全体で約3千トンの予定で、12月5日午後から受入を開始しております。受入の終了は修理が終わる平成21年3月31日の予定でございます。搬入受入の期間が3ヶ月から4ヶ月に及ぶことにつきましては、バグフィルターの全てのろ布の交換のほか、ガス冷却装置等の設備の修理も併せて実施されることによるものでございます。一部のろ布を交換した1号炉につきましてはダイオキシン検査で排出基準値以下であれば、平成21年4月5日から運転が再開される予定でございます。この場合には来年1月からクリーンセンターへの搬入量が減少するため、総搬入予定量は1,500トンになる見込でございます。しかし基準値を超えた場合につきましては運転再開できないため、先にご説明申しあげましたように3千トンの受入となる見込でございます。クリーンセンターに搬入される可燃ごみにつきましては田川市で収集されたもので、市の直営の収集車により2つのルートに分けて搬入されております。クリーンセンターの操業見通しでございますが、現在12月12日から2炉操業体制で操業しておりますが、処理が順調に進めば12月29日頃、遅くとも1月の中旬頃には1炉体制への移行とする予定でございます。

今回のごみ処理の委託料につきましては、原価計算を行ったうえで田川地区清掃組合に請求する予定でございます。なお、今回の受入にあたり地元自治会、公害防止対策委員会へ趣旨説明等を行い、協力と理解を求めまして了解をいただいております。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約の締結について」の報告を求めます。

○ 契約課長補佐

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元に配布しております工事請負契約報告書によ

り報告いたします。

今回報告をいたします工事は競走場受水槽改修（機械設備）工事でございます。入札執行状況につきましては、建設工事指名競争入札参加者氏名基準により、その有資格者の中から当該工事に対する適応性等を考慮し、業者選考委員会において手持ち工事のない管水道のAランク業者を選考のうえ指名し、11月5日に入札を執行いたしました。

その結果でございますが、予定価格63,475,650円に對しまして、落札額57,015,000円、落札率89.82%で、株式会社藤井工務店が落札しております。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、市民経済委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。